

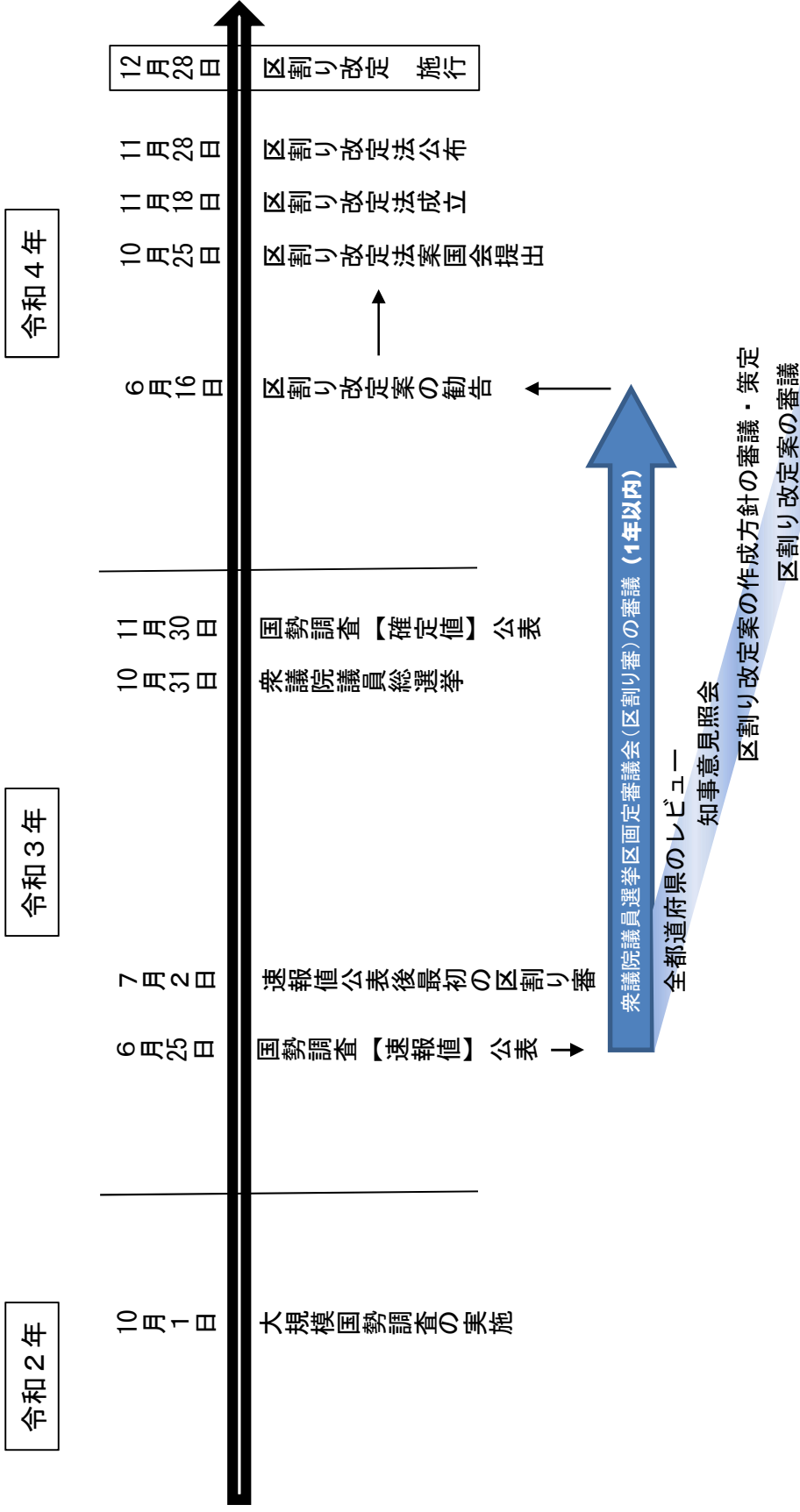
令和2年国調に基づく衆議院小選挙区の区割り改定のスケジュール

○ 小選挙区の都道府県別定数配分は、10年に1度の大規模国勢調査に基づきアダムズ方式(※)で行う。
 令和2年国勢調査から適用。(比例代表のブロック別議席配分も、10年に1度の大規模国勢調査に基づきアダムズ方式で行う。)

※アダムズ方式 各都道府県の人口をある数で除いた場合に、その商の小数部分を切り上げた数値の合計が総定数に一致するような数「X」を求め、当該数「X」を除数として各都道府県の人口を除し、その商の小数点以下を切り上げた数を各都道府県の定数とする方式。

○ 各選挙区の人口は、日本国民の人口とする。

○ 区割り改定案の勧告は、国勢調査の結果による人口が最初に官報で告示された日から1年以内に行う。



区割り改定案の作成方針

令和4年2月21日
衆議院議員選挙区画定審議会

1. 区割り基準

- (1) 各選挙区の令和2年日本国民の人口（令和2年国勢調査の結果による総人口から外国人人口を差し引いた人口をいう。以下「人口」という。）は、議員1人当たり人口が最も少ない県の選挙区のうち、人口が最も少ない選挙区（以下「基準選挙区」という。）の人口以上であって、かつ、当該人口の2倍未満とする。

	令和2年日本国民の人口	
(参考) 鳥取県の改定原案における2区の人口		273,973人
〃	の2倍未満	547,945人

- (2) 議員1人当たり人口が最も少ない県の選挙区の改定案の作成に当たっては、各選挙区の人口をできるだけ均等にするものとする。
- (3) 選挙区の数に増減のない道府県の選挙区の改定案の作成に当たっては、選挙区の区域の異動は、区割り基準に適合させるために必要な範囲とするものとする。
- (4) 選挙区は、飛地にしないものとする。
- (5) 選挙区の改定に当たっては、市（指定都市にあつては行政区。以下同じ。）区町村の区域は、分割しないことを原則とする。
ただし、次の場合には、市区町村の区域は分割するものとする。
- (イ) 選挙区が一の市区（市区の区域が分割されている場合を含む。）で構成され、当該選挙区の人口が、基準選挙区の人口の2倍以上である場合
- (ロ) 選挙区の数に増減のない道府県の選挙区の改定において、市町村単位の異動では、三以上の選挙区の改定が必要となり、かつ一部の区域が他の選挙区に編入されることとなる各選挙区の相当数の人口が異動することとなる場合
- (ハ) 選挙区の数に増減のない道府県の選挙区の改定において、市町村単位の入れ替えによる異動では、各選挙区の相当数の人口が異動することとなる場合
- (ニ) 選挙区の数に増減のない道府県の選挙区の改定において、現在分割されている市（以下「分割市」という。）の区域を一の選挙区に属することとする異動で

は、当該分割市の区域が現在属している選挙区（以下「分割関係選挙区」という。）を含む三以上の選挙区の改定が必要となり、かつ当該分割市の区域が属することとなる選挙区の相当数の人口が異動することとなる場合

(ホ) 選挙区の数に増減のない道府県の選挙区の改定において、分割市の区域を一の選挙区に属することとする異動では、当該道府県内において人口が最も多い選挙区と人口が最も少ない選挙区との較差が拡大することとなる場合（分割関係選挙区間における分割市の区域の一部の入れ替えによる異動の場合を除く。）

(ヘ) 選挙区が飛地となることを避けるために必要な場合

(ト) 当該県の人口最大の市（当該市の区域をもって単独の選挙区とすることができる場合に限る。）の区域をもって又は当該市及び他の市町村の区域をもって選挙区を設けることでは、各選挙区の位置、形状等及び地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮すると、合理的に改定を行うことができない場合

(6) 行政区画に併せ、地勢、交通、人口動向、改定にかかる市区町村の数又は人口その他の自然的社会的条件を総合的に考慮するものとする。

この場合、第49回衆議院議員総選挙（令和3年10月31日執行）における当日有権者数において較差2倍以上となっている状況も考慮するものとする。

また、以下のことに留意するものとする。

(イ) 郡の区域は、できる限り分割しないものとする。

(ロ) 北海道の選挙区の改定案の作成に当たっては、総合振興局又は振興局の区域を尊重するものとする。

(ハ) 東京都の選挙区の改定案の作成に当たっては、区部及び多摩地域の区域を尊重するものとする。

2. 改定案作成の作業手順

以下の作業手順に沿って改定作業を行うものとする。

(1) まず、議員1人当たり人口が最も少ない県の選挙区について、1に掲げる区割り基準に適合するように改定原案を作成するものとする。

- (2) 選挙区の数が増加することとなる都県については、当該都県の選挙区のうち、その人口が最も多いものから順に選挙区が増加する数の順位までにあるものを手がかりとし、区割り基準に適合するように改定案を作成するものとする。
- (3) 選挙区の数が増加することとなる県については、当該県の選挙区のうち、その人口が最も少ないものを手がかりとし、区割り基準に適合するように改定案を作成するものとする。
- (4) 選挙区の数に増減のない道府県については、各選挙区について区割り基準への適合状況を検証し、次の選挙区について、所要の改定案を作成するものとする。
 - (イ) 1 (1) の基準に適合しない選挙区
 - (ロ) (イ) に該当しないが、区割り基準に照らし、改定を要する選挙区
- (5) 作業の結果得られた区割り改定案が、合理的かつ整合性のとれたものになっているかどうかの総合的な検討を行うものとする。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の概要

○ 都道府県別定数の異動

(1) 定数増

埼玉県(15→16) 千葉県(13→14) 東京都(25→30) 神奈川県(18→20)
愛知県(15→16)

(2) 定数減

宮城県(6→5) 福島県(5→4) 新潟県(6→5) 滋賀県(4→3) 和歌山県(3→2)
岡山県(5→4) 広島県(7→6) 山口県(4→3) 愛媛県(4→3) 長崎県(4→3)

○ 改定案で変更される選挙区の数

25都道府県 140選挙区

【内訳】

(1) 選挙区の数が増加することとなる都県の区域内の選挙区の改定に伴うもの

5都県 61選挙区

(2) 選挙区の数が増加することとなる県の区域内の選挙区の改定に伴うもの

10県 45選挙区

(3) 較差2倍未満の人口基準に適合しない選挙区

((1)に該当する選挙区を除く。)の改定に伴うもの

2府県 4選挙区

(4) その他作成方針に基づく改定に伴うもの

8道県 30選挙区

① 第49回総選挙当日有権者数で較差2倍以上
となっている選挙区の改定に伴うもの

2道県 5選挙区

② 合併等による市区の分割を解消する改定に伴うもの

6県 25選挙区

※ 「較差2倍未満の人口基準に適合しない選挙区」とは、区割り改定案の作成方針(令和4年2月21日)1(1)で定める議員1人当たり人口最少県の人口最少選挙区(鳥取県第2区)の人口以上であって、かつ、当該人口の2倍未満の基準(令和2年日本国民の人口では273,973人~547,945人)に適合しない選挙区である。

○ 人口最少選挙区との較差が2倍以上となる選挙区の数

改定案 (令和2年日本国民の人口) 0選挙区	現 行 (令和2年日本国民の人口) 23選挙区	前回区割り改定時 (平成27年日本国民の人口) 0選挙区
------------------------------	-------------------------------	------------------------------------

○ 最大人口較差

改定案 (令和2年日本国民の人口)	現 行 (令和2年日本国民の人口)	前回区割り改定時 (平成27年日本国民の人口)
最大： 福岡 2区 547,664人	東京 22区 574,264人	神奈川 16区 554,516人
最小： 鳥取 2区 273,973人	鳥取 2区 273,973人	鳥取 2区 283,502人
1.999倍	2.096倍	1.956倍

○ 都道府県間の議員1人当たり人口の較差

改定案 (令和2年日本国民の人口)	現 行 (令和2年日本国民の人口)	前回区割り改定時 (平成27年日本国民の人口)
最大： 岡山県 465,829人	東京都 542,569人	東京都 525,468人
最小： 鳥取県 274,549人	鳥取県 274,549人	鳥取県 285,029人
1.697倍	1.976倍	1.844倍

(参考1) 区割り改定時等の選挙区人口の最大較差等

		最大較差	較差が2倍以上となる選挙区数	改定対象選挙区数
○ 改定案				
(令和2年日本国民の人口)	最大： 福岡 2区 (547,664人) 最小： 鳥取 2区 (273,973人)	1.999倍	0選挙区	25都道府県 140選挙区
○ 過去の改定時等の状況				
【平成6年画定時】				
(平成2年国勢調査人口)	最大： 北海道 8区 (545,542人) 最小： 島根 3区 (255,273人)	2.137倍	28選挙区	
【平成13年改定時】				
(平成12年国勢調査人口)	最大： 兵庫 6区 (558,947人) 最小： 高知 1区 (270,743人)	2.064倍	9選挙区	20都道府県 68選挙区
【平成25年改定時】				
(平成22年国勢調査人口)	最大： 東京 16区 (581,677人) 最小： 鳥取 2区 (291,103人)	1.998倍	0選挙区	17都県 42選挙区
【平成29年改定時】				
(平成27年日本国民の人口)	最大： 神奈川 16区 (554,516人) 最小： 鳥取 2区 (283,502人)	1.956倍	0選挙区	19都道府県 97選挙区

(参考2) 改定案における分割市区 : 32市区 (▲73)

※1 令和4年6月16日現在の分割市区町の総数は105。

※2 3つの選挙区に分割された状態となっている5市区(下線)については、改定案によりいずれも分割が解消される。

・ 分割が解消される市区町の数 75市区町

宮城県：仙台市太白区、大崎市
茨城県：水戸市、下妻市、笠間市、常陸大宮市、小美玉市
栃木県：栃木市、下野市
群馬県：桐生市、太田市、渋川市、みどり市
埼玉県：さいたま市見沼区、熊谷市、春日部市、鴻巣市、越谷市、久喜市、ふじみ野市
千葉県：松戸市、柏市、横芝光町
東京都：港区、新宿区、台東区、品川区、目黒区、中野区、豊島区、多摩市、稲城市
神奈川県：横浜市都筑区、川崎市中原区・宮前区、相模原市緑区・南区、座間市
新潟県：新潟市北区・東区・中央区・江南区・南区・西区、長岡市
岐阜県：岐阜市
静岡県：静岡市葵区・駿河区・清水区、浜松市中区・南区・天竜区、御前崎市、伊豆の国市
愛知県：一宮市、瀬戸市、豊田市
滋賀県：東近江市
島根県：出雲市、雲南市
岡山県：岡山市北区・東区・南区、倉敷市、真庭市、吉備中央町
広島県：三原市、尾道市、東広島市、江田島市
山口県：山口市、周南市
愛媛県：松山市
長崎県：長崎市、佐世保市

・ 新たに分割される区の数 2区

北海道：札幌市白石区
福岡県：福岡市東区

・ 分割の区域が変更される市区の数 12市区

埼玉県：川口市
千葉県：市川市、船橋市
東京都：大田区、世田谷区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区、八王子市
兵庫県：川西市

※ 分割の区域に変更がない市区の数(改定案には含まれていない) : 18市区

北海道：札幌市北区・西区	兵庫県：姫路市、西宮市
栃木県：宇都宮市	奈良県：奈良市
群馬県：高崎市	香川県：高松市、丸亀市
富山県：富山市	高知県：高知市
長野県：長野市	福岡県：福岡市南区・城南区
静岡県：富士市	大分県：大分市
三重県：四日市市	鹿児島県：鹿児島市

改定案で変更される選挙区

		都道府県数	選挙区数	都道府県別内訳 ()内は該当選挙区
1. 選挙区の数が増加することとなる都県の区域内の選挙区の改定に伴うもの		5	61	埼玉県 (12 : 1区、2区、3区、5区、6区、7区、8区、11区、12区、13区、14区、15区) 千葉県 (9 : 2区、4区、5区、6区、7区、8区、10区、11区、13区) 東京都 (22 : 1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区、10区、11区、12区、13区、14区、16区、17区、18区、19区、21区、22区、23区、24区) 神奈川県 (11 : 5区、7区、8区、9区、10区、13区、14区、15区、16区、17区、18区) 愛知県 (7 : 5区、6区、7区、9区、10区、11区、14区)
2. 選挙区の数が増えることとなる県の区域内の選挙区の改定に伴うもの		10	45	宮城県 (5 : 1区、3区、4区、5区、6区) 福島県 (5 : 1区、2区、3区、4区、5区) 新潟県 (6 : 1区、2区、3区、4区、5区、6区) 滋賀県 (3 : 2区、3区、4区) 和歌山県 (3 : 1区、2区、3区) 岡山県 (5 : 1区、2区、3区、4区、5区) 広島県 (6 : 1区、2区、3区、4区、5区、6区) 山口県 (4 : 1区、2区、3区、4区) 愛媛県 (4 : 1区、2区、3区、4区) 長崎県 (4 : 1区、2区、3区、4区)
3. 較差2倍未満の人口基準に適合しない選挙区 (1に該当する選挙区を除く。)の改定に伴うもの		2	4	大阪府 (2 : 8区、9区) 福岡県 (2 : 1区、4区)
4. その他作成方針に基づく改定に伴うもの		8	30	
(内訳)	①第49回総選挙当日有権者数で較差2倍以上となっている選挙区の改定に伴うもの	2	5	北海道 (3 : 3区、4区、5区) 兵庫県 (2 : 5区、6区)
	②合併等による市区の分割を解消する改定に伴うもの	6	25	茨城県 (5 : 1区、2区、4区、6区、7区) 栃木県 (4 : 1区、2区、4区、5区) 群馬県 (4 : 1区、2区、3区、5区) 岐阜県 (2 : 1区、3区) 静岡県 (8 : 1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区) 島根県 (2 : 1区、2区)
合 計		25	140	

(参考) 選挙区の区域に変更がない府県

22 府県

青森県、岩手県、秋田県、山形県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、三重県、京都府、奈良県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

注：「較差2倍未満の人口基準に適合しない選挙区」とは、区割り改定案の作成方針（令和4年2月21日）1（1）で定める議員1人当たり人口最少県の人口最少選挙区（鳥取県第2区）の人口以上であって、かつ、当該人口の2倍未満の基準（令和2年日本国民の人口では273,973人～547,945人）に適合しない選挙区である。